



マクリーヴィ欧州委員と会談

(6月13日)



「子ども見学デー・金融庁へGO!」を開催します。→P12に関連記事

(6月19日公表)

目次

【トピックス】

- 主要行の平成18年度決算について 2
- 地域銀行の平成18年度決算について 2
- 告示、並びに主要行等及び中小・地域金融機関向け監督指針の一部改正について 3

【特集】

- バーゼルⅡの適用開始について 4

【金融ここが聞きたい!】

- 7

【お知らせ】

- EDINET再構築に係るパイロット・プログラムへの参加申込について 11
- 「行政処分事例集」の更新について 11
- 「子ども見学デー・金融庁へGO!」を開催します! (参加者募集中) 12
- 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています(証券取引等監視委員会) 12
- 株券電子化について 13
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内 14

【5月の主な報道発表等】

- 15

【トピックス】

主要行の平成 18 年度決算について

主要行の平成 18 年度決算発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、5月 23 日(水)に公表しました。

以下、[主要行の平成 18 年度決算の概要](#)について説明します。

《主要行の決算》

1. 収益の状況

銀行の本業の儲けを表す実質業務純益は平成 19 年 3 月期 3.4 兆円となり、平成 18 年 3 月期対比 0.4 兆円減となりました。これは、貸出金等からの収益である資金運用利益が減少する中で、投信等のリスク性商品販売に係る役務取引等利益が横ばいに止まった影響が大きいと考えられます。

当期純利益は平成 19 年 3 月期 2.5 兆円となり、平成 18 年 3 月期対比 0.5 兆円の減益となりました。これは、退職給付会計に係る年金資産の運用改善や繰延税金資産の計上年数変更に伴う法人税等調整額の増加などの特殊要因による利益計上があったものの、貸倒引当金の戻り益の剥落、ノンバンクに係る与信関係費用及び株式関係費用の増加などの要因が大きく影響したものと考えられます。

しかしながら、今回の決算では、投信販売の拡大や海外向け貸出の増加等も見られ、また、一時的な経費の増加要因ではあるものの、海外拠点の再整備等を進めるなど、収益確保に向けた取り組みが見られます。

2. 財務の健全性の状況

不良債権比率は、平成 19 年 3 月期 1.5%となり、平成 18 年 3 月期対比 0.3%ポイントの低下となりました。これは、不良債権残高が、ノンバンクを含む一部大口貸出先の新規発生による増加が見られたものの、全体としては、景気回復を背景に新規発生の減少や貸出先の業況改善等による債務者区分の上位遷移により減少したことが要因と考えられます。

自己資本比率については、平成 19 年 3 月期よりバーゼルⅡに基づき算出されており、13.1%と、平成 18 年 3 月期対比 0.9%ポイント上昇しました。これは、貸出先の業況改善等を背景とする利益計上や信用リスク・アセット額の減少効果が、新基準による自己資本比率の計算結果に反映されたこと等によるものと考えられます。

このように、主要行の財務面をみると、不良債権比率が引き続き低下するとともに、自己資本比率は上昇するなど、改善傾向が続いています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「主要行の平成 18 年度決算について『速報ベース』\(平成 19 年 5 月 23 日\)](#)にアクセスしてください。

地域銀行の平成 18 年度決算について

地域銀行の平成 18 年度決算発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、6月 11 日(月)に公表しました。

以下、[地域銀行の平成 18 年度決算の概要](#)について説明します。

《地域銀行の決算》

1. 収益の状況

実質業務純益は、貸出金の増加や役務取引等利益の増加はあるものの、預金金利の引き上げが貸出金

利の引き上げに先行し利鞘が減少していること等から、平成18年3月期比ほぼ横ばいの20,028億円となりました。

当期純利益は、不良債権処分損が増加したこと等により、平成18年3月期に比べ、約2割減益の8,052億円となりました。

2. 自己資本比率の状況

自己資本比率は、引き続き上昇し、平成18年3月期に比べ0.6%ポイント上昇の10.4%となりました。地域銀行の平均自己資本比率が10%台となったのは、初めてです。

3. 不良債権の状況

不良債権（金融再生法開示債権）残高は、平成18年3月期に比べ0.9兆円減の7.8兆円となりました。不良債権比率は、平成18年3月期に比べ0.5%ポイント減の4.0%となりました。これはピーク時（14年9月期8.3%）の半分以下の水準であり、着実に改善しています。

※ 地域銀行とは、

平成19年3月期は地方銀行64行、第二地方銀行46行、埼玉りそな銀行の111行、平成18年3月期は地方銀行64行、第二地方銀行47行、埼玉りそな銀行の112行。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[地域銀行の平成18年度決算の概要（暫定集計値）](#)」（平成19年6月11日）にアクセスしてください。

告示、並びに主要行等及び中小・地域金融機関向け 監督指針の一部改正について

「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件（案）」等、並びに、主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果について

～預金取扱金融機関のグループ内信用保証会社による事業性ローンに
対する保証業務の一部解禁について～

預金取扱金融機関のグループ内信用保証会社の業務範囲については、告示等により事業性ローンの取扱いが禁止されていましたが、規制緩和要望を踏まえ検討を行った結果、グループ内における保証を除き、当該業務制限を撤廃することとしました。

そのため、平成19年4月10日付で[関係告示並びに監督指針の一部改正（案）](#)をパブリックコメントに付し、19年6月1日付でその[結果](#)について公表しました。寄せられたコメントを踏まえ見直しを行い、関係告示については同日付で公布・施行し、監督指針についても同日付で適用しました。

なお、今回の監督指針の改正では、信用保証会社の業務運営について当局として十分に注意を払っていく必要があると考えられることから、

①保証の特性を踏まえた保証料率の設定や適切な引当処理の実行、

②当該保証会社の業況が親銀行等の健全性の確保に影響を及ぼさないこと、等、監督上の着眼点を明確化しました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」、「活動について・パブリックコメント」から「[銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件（案）](#)」等、並びに、[主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果について](#)」（平成19年6月1日）」にアクセスしてください。

バーゼルⅡの適用開始について

はじめに

本年3月期から、預金取扱い金融機関の新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の適用が開始されました。バーゼルⅡについては、すでに本紙でも何度か取り上げてきたところですが¹、今般、新規制の適用が開始されたことを踏まえ、バーゼルⅡの国内実施に関する最近の動きにも触れながら、改めてその概要をご紹介します。

1. 第1の柱（最低所要自己資本比率）

バーゼルⅡは、自己資本比率の計算上、金融機関が抱えるリスクを従来の規制（バーゼルⅠ）よりも正確に計測することを目指すものであり、そのことを通じて、金融機関により適切なリスク管理を促す新しい規制の枠組みです。バーゼルⅠは、信用リスクを主な計測対象としており、そのリスク計測方法は、金融機関が保有する資産を相対的なリスク度に応じて大まかなカテゴリーに分類した上で、予め設定された5種類のリスク・ウェイト（0%、10%、20%、50%、100%）を適用するという簡素なものでした。これに対し、バーゼルⅡでは、一口に「企業向け与信」といっても借手企業等の信用力に応じて金融機関が最低限確保すべき自己資本額（最低所要自己資本額）は異なります。また、バーゼルⅠと比べて、中小企業や住宅ローン等の自己資本の負担水準が軽減された一方で、不良債権については引当率に応じて負担水準が加減されているなど、健全性基準としてのリスク感応度がより高いものとなっています。なお、後述の通り、バーゼルⅡでは、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の計算も新たに追加されています。

バーゼルⅡでは、担保や保証といった伝統的な信用リスク削減手法に加えて、近年の金融技術の発展を踏まえ、クレジット・デリバティブや証券化といった新しい金融商品・取引についてもリスク計測を精緻化しています。これに関連して、本年3月には、一定の条件を満たす動産担保についても、基礎的内部格付手法等において信用リスク削減効果が認識できるよう、自己資本比率の計算ルール（告示）を改正したところです。

投資信託のように複数の資産を裏付けとする金融商品（いわゆる「ファンド」）の信用リスクの計測については、原則として、当該金融商品の裏付けとなる個々の構成資産を把握し、それらの構成資産の信用リスク・アセット額の総額を算出することになります。バーゼルⅡにおけるファンドの具体的な取扱いについては、昨年12月及び本年5月に、[「バーゼルⅡに関する追加Q&A」](#)（解釈集）を公表しています。

全ての金融機関が同一の手法で信用リスクを計測していたバーゼルⅠと異なり、バーゼルⅡでは、「標準的手法」、「基礎的内部格付手法」及び「先進的内部格付手法」の3つの手法の中から、各金融機関にとって最も適切な手法を選択することが可能となっています。「標準的手法」はバーゼルⅠを一部修正したのですが、借手企業等の信用力評価に外部格付を活用するといった点が、従来の規制とは異なります。一方、「内部格付手法」（基礎的・先進的）は、各金融機関の内部管理上の手法を自己資本比率の計算にも活用するものであり、より精緻な信用リスク管理態勢や堅固な内部統制機能等を備えていることを前提に、各金融機関が信用リスクの計測に用いるデフォルト確率（PD）やデフォルト時損失率（LGD）等のパラメータを自ら推計することが認められます。「内部格付手法」の採用にあたっては、自己資本告示に定められた最低要件を充足し、監督当局の事前承認を得る必要があります。本年3月末には、国内の12グループ19金融機関に対し、「基礎的内部格付手法」の採用を承認したところです。なお、全てのパラメータを自ら推計することが認められる「先進的内部格付手法」は、平成20年3月末から実施予定となっています。

バーゼルⅡでは、最低所要自己資本比率の計算対象にオペレーショナル・リスクが新たに追加されました。オペレーショナル・リスクとは、事務事故、システム障害、不正行為等により金融機関が損失を被るリスクのことを指します。このオペレーショナル・リスクについても、「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」の3つの手法の中から、各金融機関にとって最も適切な手法を選択することができますが、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」の採用にあたっては、監督当局の事前承認が必要です。「粗利益配分手法」については、告示上の承認要件の充足状況を各金融機関が自ら評価する「セルフ・アセスメント・アンケート」を年2回実施した上で、本年3月、22

¹ バーゼルⅡの概要については、[アクセスFSA 第41号](#)をご参照ください。

グループ 45 金融機関の承認を行いました。なお、信用リスクの「先進的内部格付手法」と同様に、オペレーショナル・リスクの「先進的計測手法」も平成 20 年 3 月末から実施予定となっています。

このように、バーゼルⅡにおいては、信用リスク、オペレーショナル・リスクともに、各金融機関が 3 つの手法の中からそれぞれ 1 つずつの手法を選択することになります。先述の通り、内部格付手法等の先進的な計測手法を採用するにあたっては、一定程度のリスク管理態勢や内部統制機能等を備えた上で、告示の最低要件を充足する必要がありますが、最終的に全ての金融機関が最も先進的な手法を目指そうとする必要はありません。複雑又は高度なリスク評価方法を用いて多様な業務を手がけている金融機関と、伝統的な預貸業務を主たる業務とする金融機関とが、必ずしも同程度のリスク管理手法を一律に備えておく必要はないことは言うまでもありません。重要なことは、各金融機関が規模や特性に照らして最もふさわしい手法を選択することであり、自己資本比率の計算手法の如何に関わらず、各金融機関にとって最も適切と考えられるリスク管理態勢を整備していくことです。同時に、監督当局としても、金融機関のリスク管理実務等の進展に合わせて、監督手法等の不断の見直しが求められます。

2. 第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）

バーゼルⅡの第2の柱は、第1の柱（最低所要自己資本比率）の計算式に含まれないリスクを含め、各金融機関が抱えるリスクを総体として適切に把握・管理し、経営上必要な自己資本額を検討するという、金融機関の自己管理を促す枠組みです。監督当局としては、各金融機関が自発的に創意・工夫したリスク管理の方法を検証・評価し、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずることが求められます。我が国における第2の柱の実施については、平成 17 年 11 月に公表した「[実施方針](#)」²を踏まえ、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」をそれぞれ改訂しています。

具体的には、金融庁として、各金融機関の規模や特性等に応じた統合的なリスク管理態勢の評価を行うとともに、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクといった（第1の柱に含まれない）重要なリスクについて、「早期警戒制度」を活用したオフサイト・モニタリングを実施することとしています。このうち、統合的なリスク管理態勢については、本年 2 月に公表した改訂後の「金融検査マニュアル」においても、金融機関の統合的なリスク管理態勢や自己資本管理態勢等に関する確認検査用チェックリストを整備したところであり（平成 19 年 4 月より適用）³、今後、検査・監督を通じて評価していくこととしています。

なお、第2の柱の対象となる重要なリスクの1つとして、銀行勘定の金利リスクが挙げられます。銀行勘定の金利リスクについては、金利変動に関する標準的な仮定（標準的金利ショック）によって計算される資産・負債ネットの経済価値の低下額が、金融機関の自己資本額（Tier1+Tier2）の20%を超えているか否かを、「早期警戒制度」の枠組みの中でモニタリングすることとしています（アウトライヤー基準）。ただし、金融機関がアウトライヤー基準に該当することとなった場合であっても、そのことのみをもって当該金融機関の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、必ずしも直ちに特定の経営改善措置を求めるものではありません。金融庁としては、アウトライヤー基準に該当した金融機関に対し、「早期警戒制度」におけるヒアリング等の実施を通じて、より適切なリスク管理を促していくことになります。

第2の柱は、バーゼルⅠにはなかった新しい規制の枠組みであり、その対象となるリスクは、第1の柱における最低所要自己資本比率の計算式には含まれません。しかしながら、それらのリスクは、バーゼルⅡの実施によって新たに発生したものでもありません。本来、金融機関は、金利リスクをはじめとする様々なリスクを自ら適切に管理し、経営の健全性を確保していくことが期待されています。第2の柱は、金融機関のこうした自主的な取組みの重要性を改めて確認するための枠組みであると言えます。

3. 第3の柱（市場規律）

第3の柱は、情報開示の充実を通じた市場規律の活用により、金融機関の自己管理をより強固なものとするための枠組みです。銀行の業務及び財産の状況については、銀行法等の規定により、少なくとも年2回（協同組織金融機関は年1回）の情報開示が義務づけられています。このうち、第3の柱における開示項目は自己資本の充実の状況に関するものであり、具体的には、自己資本比率とその内訳、各リスクに関する計算手法や定量的なリスク情報等が挙げられます。第3の柱における開示項目については、本年3月に告示の最終版を公表（官報掲載）したほか、監督指針についても所要の改正

² バーゼルⅡ第2の柱の実施方針については、[アクセスFSA第37号](#)をご参照ください。

³ バーゼルⅡ適用開始後の金融検査については、[アクセスFSA第50号](#)をご参照ください。

を行ったところです。自己資本比率、Tier1 比率等の重要な項目については、銀行法施行規則等により四半期ごと（協同組織金融機関は半期ごと）の開示に努めなければならないとされています。特に、国際的に活動する金融機関や、内部格付手法（信用リスク）及び先進的計測手法（オペレーショナル・リスク）を採用する金融機関は半期及び四半期開示を適切に実施する必要があり、そのことが各手法を採用する際の承認要件の1つとされています。

おわりに

繰り返しになりますが、バーゼルⅡは、個々の金融機関が抱えるリスクをバーゼルⅠよりも正確に計測することを通じ、金融機関により適切なリスク管理を促すものです。具体的には、「第1の柱」において、金融機関の内部管理上の手法を活用した自己資本比率の計算手法が選択肢として設けられているほか、金融機関の自己管理を促すための「第2の柱」や、市場規律の活用に関する「第3の柱」といった枠組みが盛り込まれています。

一方、バーゼルⅡは、自己資本比率規制の内容を強化（もしくは緩和）することを意図したものでは決してありません。バーゼルⅠよりもリスク感応度が高い新規制の性格上、その実施による影響は個々の金融機関によって異なり得ます。しかしながら、全体としては、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本が新たに追加された一方で、中小企業や住宅ローン等を中心に信用リスクに対する負担水準が軽減されたことから、平均的な自己資本の負担水準は概ねバーゼルⅠ並みとなっています。⁴

本来、適切なリスク管理態勢や財務の健全性の確保は、各金融機関が自らの責任において行うべきものですが、バーゼルⅡの実施は、各金融機関の経営陣がこうした基本原則に立ち返るための良い機会になるのではないかと考えられます。金融庁としては、各金融機関がバーゼルⅡを単なる規制対応として受動的に捉えるのではなく、リスク管理の更なる高度化のために前向きに役立てて頂きたいと考えています。

※ バーゼルⅡに関する国内実施ルールや監督指針等の詳細については、金融庁ホームページの「金融庁の政策」から、[「バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）について」](#)にアクセスしてください。

⁴ 平成19年3月期の邦銀の自己資本比率の状況を見ると、主要行の平均値は13.1%（前年同期比+0.9%ポイント）、地域銀行の平均値は10.4%（同+0.6%ポイント）となっている。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見等](#)」のコーナーにアクセスしてください。

〔大手生保決算〕

Q： 大手生保の3月期決算が出揃いました。全体としては、2年ぶりの減収ということですが、この決算全体の状況について、どのようにご覧になっておられますでしょうか。

A： まず、大手生保9社が公表された3月期決算を見ますと、いくつかの特徴があるというように思っております。まず1つは、運用の改善等による利息及び配当金等の収入増加、これでございます。人口構造やニーズの変化というようなものを背景としまして、保険の商品についてのニーズが変化しております。具体的に申し上げますと、死亡保障ニーズから生存給付ニーズへのシフト等によります契約高の減少が、引き続き続いているというような傾向がみられ、保険料収入が減少しております。基礎収入は1.5兆円、おっしゃるとおり減少しているわけでございます。他方、団体年金の代行返上による保険金等支払金が減少したことなどから、基礎費用は1.7兆円減少しております。差し引き、結果としまして、保険本業の利益である基礎利益は、18年3月と比べ、増加をしているわけでありまして、基礎利益が過去最高を記録する社も見られて、総じてみれば好調な決算ということが言えるかと思っております。しかしながら、運用が改善したのは日本経済のマクロ環境が好転しているという面もございまして、経営の足腰の強さという観点からは、契約高減少の継続など、保険会社を取り巻く構造的な変化は、なお厳しいものが続いていると、そう理解しております。従いまして、保険会社を取り巻くマクロ的な経済環境が良好であるという好機を利用し、将来を見据えた課題の克服、経営の改革に取り組むことが重要であろうと考えております。各社におきましては、経営基盤の強化等に努めていただくとともに、魅力ある商品の開発、販売チャネルの改革、ガバナンスの強化などに取り組んでいただきたいと思っておりますし、さらには、保険契約者等の保護、利用者利便の向上、これにも是非努めていただきたいというように考えております。

【平成19年6月1日（金）閣議後記者会見】

〔地銀決算〕

Q： 地銀の決算が出て、過去の体力の格差の広がりが見られるような結果となりましたが、これについてどういったご所見を持たれておられるでしょうか。

A： 上場地銀の15%が減益となっておりますし、不良債権比率も4%台で高止まりといったような報道もございまして、そういった点、いわゆる状況のばらつきがございまして、今後、こうした傾向が続くかどうか注目しながらやっていきたいと思っておりますが、全体として見れば、不良債権の比率も低減しておりますし、好調ではないかというように思っておりますので、今後、こうした経営的な懸念のあるところにおきましては、健全な経営について、しっかりとしたご判断を頂きながら、地域事業会社とともに発展するように期待しております。

【平成19年6月5日（火）閣議後記者会見】

〔投資信託の銀行窓販〕

Q： 最近、投信の取扱いが銀行でも増えているようですが、説明不足というか、一部の顧客の中には、預金より利回りのいい商品、元本割れのリスクに対する認識が不十分という面もあるやに、色々な所で指摘されていますが、その辺の問題について、大臣はどのようにお考えで、金融庁としてどう対応していく方針でしょうか。

A： 銀行の皆さんとも、公式の場でも非公式の場でも協議をしたこともございます。その点において、窓販における重要事項説明に重点を置いていただきたいとお願いを申し上げました。特に決算発表でもございますように、本来業務純益の頭打ち状況という現象の中で、決算が良好な原因の一つに、役務益がございます。いわばこの株式の上がり基調の中で、いわば投信についての好調性という背景から、投信が売れているという事実があるように思っております。従いまして、今のように右肩上がりの投信の相場観というのは結構な話でございますけれども、景気動向等ございますので、下がり基調になったときの覚悟を、敢えて私も銀行関係者に申し上げたことでもございます。そんな意味におきまして、各銀行がそれぞれ経営判断の中で非常に工夫を凝らしておられるところもございまして、いわば支店の方がコンプライアンスの一環の中で窓販を見るのではなくて、本社から派遣された窓口監督者を置いてみたり、或いは突然支店をお訪ねになられて窓販の販売状況を監督するというような臨時検問的なスタイルを採るところ、それぞれ各社各行、経営の中でコンプライアンスについて大変創意工夫を凝らしているところでもございます。そんな意味におきまして、今後、そうした販売のノウハウ、或いはコンプライアンスにおける工夫を積み重ねていただけるものと期待するところです。

【平成 19 年 6 月 8 日（金）閣議後記者会見】

〔三菱東京UFJ銀行に対する行政処分〕

Q： 6月11日の三菱UFJグループの業務改善命令のことですが、投信販売では特に顧客軽視のような感じも見られたと思いますが、大臣の考え方をお願いします。

A： まず、昨年12月以降、当グループに対する処分がございました。米国当局による業務改善命令、マネロン件の件でございます。今年に入りまして、1月、法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買をする行為というので処分をいたしました。2月には法人向営業拠点の淡路支社で反社会的な勢力に関与したということで処分をしております。そして、6月11日に海外事案及び投信販売業務事案でございます。度重なっておりますので、緊張感を持って、特に正に信用第一の金融機関でございますし、日本でメガのトップを走っているわけでございますので、なおの努力や研鑽を積んで頂きたいと強く思う次第でございます。

【平成 19 年 6 月 12 日（火）閣議後記者会見】

Q： 三菱主導の強引な合併作業にやや無理があったのではないかという指摘があると思うのですが、そのあたりについては、投資の販売ルールについて、三菱側に寄せたということに問題があるという指摘があったのですが、この合併の事務の弊害について大臣はどうお考えになるでしょうか。

A： この合併と、直接こうした、いわば、行政処分をおこなわざるを得ない事態が発生したことが、強く関連しているかどうかについては、一般的には言えないだろうというように思います。しかし、この三菱東京UFJ銀行が、そうした一般的な話ではなくて、この個別銀行の当該合併について言えるのであるならば、まさに経営判断についての、いわば過去から遡って、反省に立って、改善してもらわなければならないわけでありまして、その意味では、よく検討いただかなければならない点かもしれません。しかしながら、一般的に合併をすることで処分が度重なるということはないわけでありまして、その点において、我々としましては、当該金融機関に猛省を促したいというように思っております。

[【平成19年6月12日（火）閣議後記者会見】](#)

〔金融・資本市場の国際化〕

Q： 6月13日に、金融市場の国際化に関する論点整理がまとまりましたが、どのようにお考えでしょうか。

A： かなり精力的にスタディを重ねていただきました結果、課徴金制度の見直しや銀行・証券間のファイアーウォール規制のあり方の検討、都市インフラの整備など、規制当局をはじめ政府として取り組むべきものに加え、民間が自主的に取り組むべきものも含まれておりまして、関係者が自らの課題に真摯に取り組んでいくことが今後期待されております。東京市場の国際化は、いわば日本の成長戦略の基軸の真ん中であると思っておりますので、実効の点を配慮していきたいと思っております。

[【平成19年6月15日（金）閣議後記者会見】](#)

〔大和都市管財訴訟〕

Q： 大和都市管財の訴訟ですけれども、国の対応について大臣のご所見をお聞かせください。

A： 本件につきまして、関係当局と協議した結果、6月19日、午後に控訴状が提出される予定と承知をしているところでございます。控訴の理由について申し上げますと、本判決は金融商品の取引から生じた損害につきまして、規制権限不行使による国の責任が認められた初めての判決でございます。このような重大な法律問題につきましては、上級審の判断を求めるのが相当と考えるところでございます。また、今回の訴訟には、引当金の算定基準や登録業者に対する検査・監督のあり方など今後の金融監督行政にとっても、重要な論点が多々含まれておりまして、上級審の判断を求めることが相当と考えたものでございます。なお、具体的な主張内容につきましては、訴訟継続中でございますために、コメントは差し控えさせていただきます。

[【平成19年6月19日（火）閣議後記者会見】](#)

Q： 被害者からは控訴しないで欲しいという思いが強いようですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

A： 被害者の皆様の苦境、お苦しみというのは、察するに余りあるものがございます、同情の念に耐えません。また逆に、こうした窮地に陥れた犯罪者、大和都市管財そのものに対しても、怒りを禁じ得ないところでございます。また、そうしたことが再び起こらないように、しっかりとした対応が、国としての重要な責務だと考えておりますので、そういったことも含めまして、この大和都市管財の訴訟に対応して参りたいと考えているところでございます。

【平成19年6月19日（火）閣議後記者会見】

【お知らせ】

○ EDINET再構築に係るパイロット・プログラムへの参加申込について

金融庁では、平成20年4月（予定）の新システムへの円滑な移行及びXBRL¹導入に向けた提出環境の整備に向け、操作手順の確認等を目的としたパイロット・プログラム（本年7～8月）を実施します。

パイロット・プログラムへの参加につきましては、別添の「パイロット・プログラム参加申込書」に必要事項を記入の上、受付窓口までメールにて送信して下さい。

一般のパイロット・プログラムは、新システム稼動前に実務の変更点を理解するとともにXBRL導入準備の参考となる機会ですので、開示書類提出会社におかれましては積極的に参加頂けますよう、よろしくお願い致します。

- (1) 参加申込受付期間：平成19年6月1日（金）～平成19年7月27日（金）
- (2) 受付窓口メールアドレス：uketsuke@edinet-pilot.jp
- (3) メールタイトル：[【パイロット・プログラム参加申込】](#)
- (4) 対象者：有価証券報告書、半期報告書の提出者

○パイロット・プログラムの詳細につきましては、こちらをご参照下さい。

<http://www.fsa.go.jp/singi/edinet/20070427/01.pdf>

<http://www.fsa.go.jp/singi/edinet/20070427.html>

○申込方法の詳細につきましては、こちらをご参照下さい。

<http://www.fsa.go.jp/singi/edinet/20070601.html>

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[EDINETパイロット・プログラム参加申込み方法について](#)」（平成19年6月1日）にアクセスしてください。

○ 「行政処分事例集」の更新について

金融庁では、平成19年5月、従来の「行政処分事例集」（平成14年4月から平成18年12月末までの不利益処分を掲載）に、新たに平成19年3月末までに当庁及び財務局等が発出・公表した不利益処分に関する事例を追加し、公表しました。

「行政処分事例集」は、金融機関の法令違反等を契機として発出した不利益処分について、一覧性があり、かつ検索が容易な形で取りまとめ、平成17年7月より公表、更新しているものです。

（個々の不利益処分については、それ以前から、原則として金融庁や財務局等のホームページにおいて個別に公表を行っています。）

金融機関に対して発出した業務改善命令等の不利益処分の公表は、

- 他の金融機関における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する
- 行政の透明性を確保する

等の観点から極めて重要であると考えており、「行政処分事例集」については、今後も定期的に更新していく予定です。

※ 「行政処分事例集」の便利な使い方

EXCELファイルのオートフィルタ機能を使って、条件を指定することで、ご覧になりたい処分の事例を簡単に探し出すことができます。さらに抽出機能を使用すれば、例えば、以下のような検索も可能です。

- ① 「銀行法を含む法律に基づく処分を行った事例」の抽出
- ② 「業務停止を含む処分を行った事例」の抽出
- ③ 「本人確認関係が主たる契機となって処分を行なった事例」の抽出

※ 詳しくは金融庁ホームページの「所管金融機関の状況（状況の一覧へ）」から[「行政処分事例集」](#)にアクセスしてください。

¹ XBRL (eXtensible Business Reporting Language) : データに属性情報を付すことで高度な利用を可能とする、国際的に標準化された、財務報告等に使用されるコンピュータ言語です。

○ 「子ども見学デー・金融庁へGO！」を開催します！（参加者募集中）

「子ども霞が関見学デー」は、子どもたちが職場見学などを通じて、親子のふれあいを深め、広く社会を知る機会を提供するために、毎年、夏休みに霞が関の中央省庁等が連携して、実施している取り組みです。今年度の金融庁の「子ども見学デー」は、**8月22日(水)、23日(木)の2日間開催**いたします。

金融庁では、お金の役割や大切さを子ども達にわかりやすく実感してもらうためのゲームや、普段は見学することができない大臣室の見学など、趣向を凝らしたプログラムを用意し、**皆様のご応募をお待ちしております！**

開催日時 平成19年8月22日(水)及び23日(木) 10:00~12:00

開催場所 金融庁 [\(東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館\)](#)

対象 小学生(保護者・引率者同伴)

開催内容 ★ 金融ってなあ〜に？
★ 金融庁ってこんなところ
★ 大臣室をのぞいてみよう！

募集人員 40人程度(各日20人程度(保護者を除く))

応募方法 [郵便往復ハガキ\(記入要領参照\)](#) または [FAX応募用紙](#) にて、**8月8日(水)(必着)** までにお申し込みください。

※ 事前に応募のない方の当日参加は受け付けておりませんので、ご注意ください。

※ 応募者が多数の場合には、抽選とさせていただきます。

※ 抽選の結果は、郵便往復ハガキで送信の方へは返信用ハガキにて、FAXにて応募の方へは、当選者へ官製ハガキにて後日ご連絡いたします。

なお、当選者のハガキは当日、会場への「入館証」となりますので大切にお持ちください

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から [「子ども見学デーのお知らせ\(平成19年6月19日\)](#) にアクセスしてください。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。

当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書(ファクシミリを含む)、インターネットなどで情報提供を受け付けていますが、このたび、さらなる情報提供を呼びかけるため、ポスターを一新しました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。(なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。)

インターネットにおける [情報受付窓口](#) は証券取引等監視委員会ホームページをご覧ください。



(一般からの情報提供
を求めるポスター)

○ 株券電子化について

平成16年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、平成21年1月を目途に上場会社の株券を電子化するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行って頂く必要があります。

ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のホームページの改訂（平成19年2月13日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の概要やご留意頂きたい点をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、今般、政府広報番組「ドゥ！JAPAN」（日経CNBC：4月19日21時～21時30分放送）により株券の電子化の概要や留意点について広報を行いました。なお、この政府広報番組については、**政府インターネットテレビ（金融庁のホームページからもアクセスできます。）**にも掲載されており、約半年間ご覧頂ける予定です。

● アクセス方法は、次のとおりです。

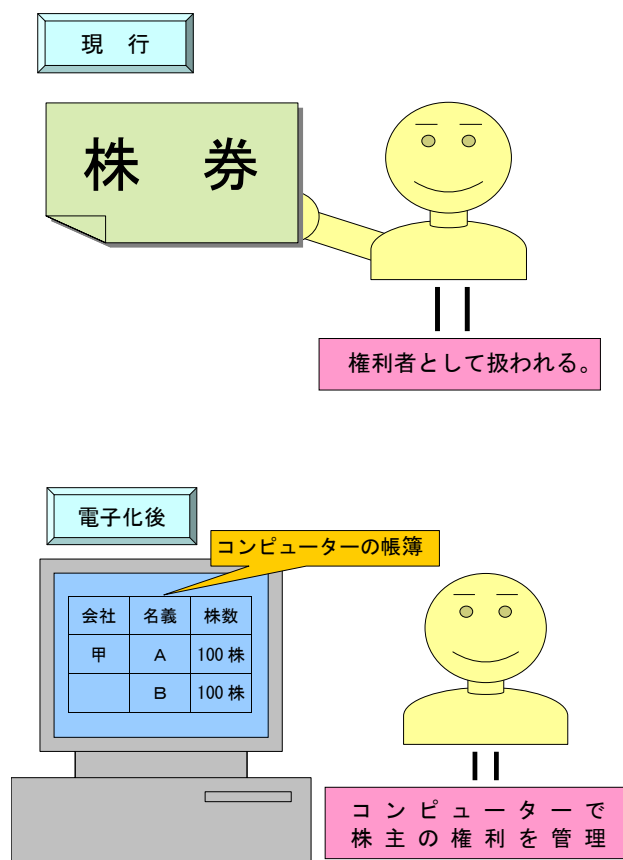
※ URLは、http://www.gov-online.go.jp/publicity/tv/dojpn/dojpn_20070419.htmlです。ぜひ、一度ご覧下さい。

- 金融庁ホームページからは、HPの右上の「株券電子化」のバナーをクリックすると、「株券電子化について」のページにアクセスしますので、同ページの「政府広報オンライン・テレビ番組「ドゥ！JAPAN（手続きはお早めに！株券の電子化）」をクリックして下さい。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします

1. 概要

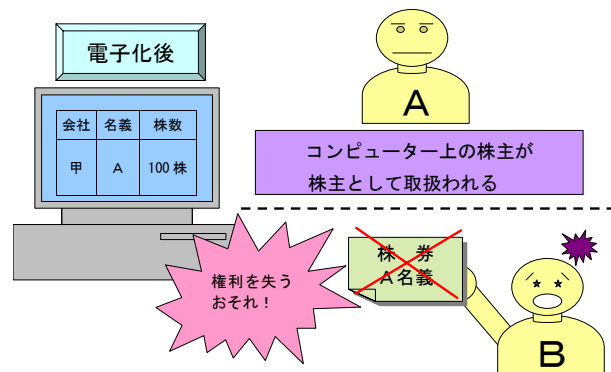
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、証券保管振替機構及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



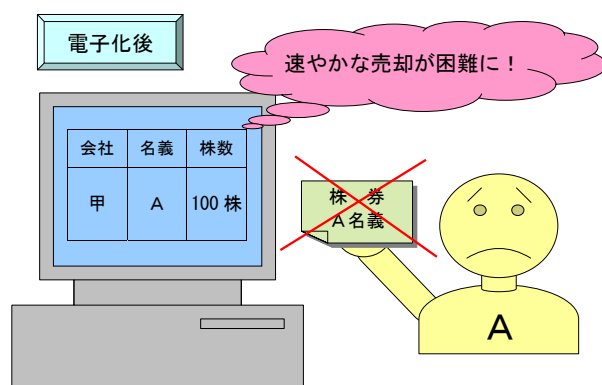
2. 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続きを行ってください。**



- ② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにする等のために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ホームページにも掲載しています。金融庁ホームページのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、**[「新着情報メール配信サービス」](#)**へどうぞ。

【5月の主な報道発表等】

- 9日(水) [アクセス](#) ・ 「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正(案)の公表について
- [アクセス](#) ・ 東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社(旧社名 東京プリンシパル証券株式会社)に対する行政処分について (関東財務局長処分)
- [アクセス](#) ・ バーゼルⅡに関する追加Q&Aの公表について
- 10日(木) [アクセス](#) ・ エー・アンド・アイシステム株式会社の半期報告書等に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
- [アクセス](#) ・ 第10回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループを開催
- 11日(金) [アクセス](#) ・ EUによる会計基準の同等性評価に係る手続に関するCESRの技術的助言へのコメント・レターの発出について
- 14日(月) [アクセス](#) ・ 「信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令等の整備に関する政令(案)」及び「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」に対するパブリックコメントの結果の一部(保険業法施行規則第19条の4等関連)について
- [アクセス](#) ・ ティーツー・キャピタル株式会社に対する行政処分について (関東財務局長処分)
- 16日(水) [アクセス](#) ・ 「証券会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果について
- [アクセス](#) ・ 第11回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループを開催
- 17日(木) [アクセス](#) ・ 証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係内閣府令案の公表について
(パブリックコメント)
- 18日(金) [アクセス](#) ・ 「信託検査マニュアル(金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕)」の一部改訂(案)の公表について
(パブリックコメント)
- 21日(月) [アクセス](#) ・ 足利銀行の経営に関する計画の履行状況について
- [アクセス](#) ・ 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画についての意見の聴取について
- 23日(水) [アクセス](#) ・ 第33回金融トラブル連絡調整協議会の開催についてのお知らせ(6月12日開催)
- [アクセス](#) ・ 主要行の平成18年度決算について《速報ベース》
- 25日(金) [アクセス](#) ・ 滋賀中央信用金庫に対する行政処分について (近畿財務局長処分)
- [アクセス](#) ・ 関信用金庫に対する行政処分について (東海財務局長処分)
- 29日(火) [アクセス](#) ・ 株式会社大塚家具の株券に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
- 31日(木) [アクセス](#) ・ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正(案)の公表について
(パブリックコメント)
- [アクセス](#) ・ 「行政処分事例集」の更新について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、金融庁ホームページの「報道発表資料」からアクセスすることが出来ます。